

報道発表資料

平成25年10月23日
公益社団法人 全国消費生活相談員協会

スポーツクラブの会員会則の不当条項が是正されました

当協会は、適格消費者団体として、下記事業者の会員会則の条項の中に、消費者契約法第9条1号、第10条の不当条項に該当する条項があったことにより、不当条項の使用停止を求めた申入れ（裁判外の差止請求）を行いました。この度、相手方事業者が申入れを受け入れ、不当条項の削除や改善・是正が行われたため、申入れを終了しました。

- 平成25年6月25日 当協会から申入書送付
- 相手方事業者 : 株式会社 メガロス

東京都渋谷区恵比寿南2-4-4

1 申入れまでの経緯

- 当協会の「消費者被害メール便」に、スポーツクラブ運営事業者、株式会社メガロスへの苦情が寄せられました。
- 苦情の内容は、「スポーツクラブに入会しようと手続きに出向いた。入会する際には指定のクレジットカードに入会することが条件とされており、クレジットカード払いにしたくない場合は年一括前払いだと説明された。年一括前払いにすると、途中退会時は病気等特殊な場合を除き返金しないとのことだったので、やむなくクレジットカードに入会した。一括払いの場合、途中退会しても返金がないという表記はホームページにはない。入会手続きが終わった後、『クラブ会員会則』『確認書』などを渡された」というものです。
- 当協会で、相手方の「入会申込書」「クラブ会員会則」「入会にあたっての確認事項」における各条項について検討したところ、以下のように問題となる条項が判明したので、当該条項の使用停止を求める申入れを行ったものです。

2 当協会からの申入れの内容と理由の要旨

- 使用停止を求めた主な条項
 - ① 入会金・事務登録料・会費・手数料等
「一旦納入した会費等は、これを返還しない」とする条項
 - ② 会員等の損害賠償責任
「会員が同伴したビジターが、自己の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員及びビジターが連帯して賠償の責を負うものとする」と

いう条項

③ 未成年者の取り扱いについて

未成年者が会員になろうとするときは、その親権者が同意した上で、申し込むものとする。なお、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帶して負うものとする。（一部分）

□ 使用停止を求めた理由：

① この条項が問題となる場面は、会員が1年分の会費を一括前払いしている場合で、当該会員が当該年の中途で退会した場合である。

会費等を一括前払いした会員が当該年の中途で退会する場合には、前払いした当該会費等の精算が必要となるところ、会費等のうち入会金・事務登録料は、会員たる地位の取得の対価及びその手数料であると一応考えられるから、返還されないことに一応の合理性が認められる。しかし、会費は施設利用の対価であるから、中途で退会した場合には、前払いにかかる退会後の残存日数あるいは残存月数に対応する会費は、不当利得として会員に返還すべきものである。

当該条項のうち会費に関する部分は、スポーツクラブ会員契約が解除された場合に本来は会員に返還すべき会費に相当する額の金員を事業者が取得することを定めた合意であり、消費者契約法9条1号に定める、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項と解される。

1年一括の支払方式は基本的には月会費を1年分まとめて前払いしているものに過ぎず、解約時の負担については前記月ごとの支払の場合と別異に取り扱うべき合理的理由がないこと等の事情に照らすと、本件会員契約の解除に伴う平均的な損害は存しないと解される。よって消費者契約法第9条1号により無効である。

また、1年分の会費を一括前払いした会員が当該年の中途で退会する場面においては、民法上、会員に認められる不当利得返還請求権を制限するものであり、民法の適用の場合による場合に比し、消費者の権利を制限する条項である。さらに、その結果として会員は契約上認められる退会の自由を制限されるものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であると解される。よって消費者契約法第10条により無効である。

② 本規約では、会員が同伴したビジターによる不法行為責任について、会員自身の帰責性の有無を問わず、当該会員自身もビジターと連帶して損害賠償責任を負担させられる内容になっている。会員は、ビジターを同伴したという関係がある限り、ビジターの不法行為責任について常に損害賠償債務を負担させられるという関係になり、民法の適用の場合による場合に比し、消費者である会員の義務を加重する条項であると共に、信義則に反して会員にとって一方的に不利な条項であることは明らかである。したがって、本条項は、消費者契約法10条により無効である。

③ 本規約によれば、未成年者が負う責任を、親権者も一律に連帶して負担するという内容になっている。この規定によれば、事業者は、未成年者の負担する義務について親権者にも債務を連帶して負担させることができるため、親権者の負担においてより確実に損害金の回収を確保できるが、親権者は未成年者契約について同意したという関係がある限り、常に未成年者の負う債務を負担させられるという関係になり、民法の適用の場合による場合に比し、消費者である親権者の義務を加重する条項であると共に、信義則に反して親権者にとって一方的に不利な条項である。よって消費者契約法第10条により無効である。

3 相手方事業者の対応

- 相手方は、当協会が使用停止を求めた条項について改定を行うなど、見直しをした。
①について：「一旦納入した会費等は、本会則または法令に定めがある場合を除いて、これを返還しない」と改定され、別途「年一括払い会員中途退会時の会費返金額について」という書面で返金額の計算方法も案内されることになった。
②について：削除された。
③について：「未成年者が会員になろうとするときは、その親権者が同意した上で、申し込むものとする。なお、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自ら会員となつた場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帶して負うものとする。」と改定された。

4 申入れの終了

- 申入れ後、相手方事業者との間で、約3ヵ月間半に亘り、書面での交渉（協議）を行い、その結果、当協会の申入れの趣旨を相手方事業者が受け入れ、一定の改善が行われたと評価し、今後も引き続き注視することを前提に、平成25年10月17日、相手方事業者に申入れ終了の通知を送付しました。

以上